

「神奈川県手話推進計画」の平成29年度の取組状況について（案）に対する質問・意見

施策	平成29年度の主な事業計画	現在の進捗状況・実績	今後の方向性
1 手話の普及			
(1) 県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解促進	・市町村と連携した県民向け手話講習会の開催	・全市町村に対して働きかけを実施 ・3市3回開催予定。	・引き続き、市町村に働きかけるとともに、市町村が取り組みやすいように、30年度に向けては、市町村と保健福祉事務所が共催した手話講習会の開催など、県民向け手話講習会の開催を検討する。
(2) 各種広報を充実し、手話の普及啓発の推進	・手話推進計画リーフレットの作成、配布 ・県広報部門と連携した広報の展開	・神奈川県手話普及推進大使を任命 ・神奈川県手話普及推進大使のメッセージ動画を県ホームページ等に掲載 ・平塚ろう学校の児童たちが作成したポスター「楽しい手話」が掲載された手話推進計画リーフレットを作成中	・広く県民だれもが手話に興味・関心を持つように、手話推進計画リーフレットは、手話講習会や県主催イベント、コンビニエンスストアや県内の学校などに配布する。
(3) イベント等を活用した手話の普及等の推進	・手話普及推進イベントの開催	・10月8日に手話普及推進イベントを開催予定 ・相乗効果をはかるため、「バリアフリーフェスタかながわ2017」と同時開催	・より多くの県民に手話を普及するため、30年度に向けては、地域と連携するとともに、幅広い世代を対象にしたイベントの開催を検討する。 【意見】 より多くの県民に普及させるためには、年に一度、一日だけで終わるイベントだけではなく、もっと多くの県民が参加しやすい企画を何回か県内各地で開催することを考えた方がいいのではないかと考えます。
2 手話に関する教育及び学習の振興			
【意見1】			
手話推進計画の『5 施策の考え方（2）手話に関する教育及び学習の振興』の文中にある、「聴覚障害のある児童・生徒が学ぶ特別支援学校等においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、個々の教育的ニーズに配慮しつつ、手話の学習を行ってまいります。」という方針に基づき、ろう学校や普通学校に学ぶろう児（聴覚障害児）の手話学習及び彼らを担当する教員の手話の技術向上についても取り組むことを強く要望します。（例：大阪府の手話言語条例事業「こめっこ」）			
【意見2】			
以前、協議会で何度か要望したにもかかわらず、教育関係の施策のほとんどが当事者団体に相談なく進められていることは非常に残念です。障害者権利条約の理念に基づき、当事者団体と協議しながら施策を進めることを強く要望します。			
(1) 児童・生徒の学びを充実	・学習教材「手話を楽しく学ぼう！」の配付 ・動画「手話を楽しく学ぼう！」の配信	・学習教材「手話を楽しく学ぼう！」（リーフレット）を小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に配付 ・動画「手話を楽しく学ぼう！」をホームページ上に掲載し配信	・学習教材の内容や指導内容について、小・中・高の発達段階に応じた内容とするための検討が必要であることから、発達段階に応じた指導の系統性について、教育局内で連携を図る。
(2) 教員向けの手話研修を充実	・基本研修等の中で指導主事による短時間の手話の講習等を実施 ・「特別支援学校新担当教員研修講座」において、県立平塚ろう学校教員による講義と実践報告を実施 ・選択研修として「手話講座～手話に親しむ～」を新規に実施 ・教職員対象手話講演会の開催 ・指導資料「小学校・中学校における手話に関する取組事例集」や啓発資料の配付	・基本研修等において、5,125人が受講 ・「特別支援学校新担当教員研修講座」において、48人が受講 ・「手話講座～手話に親しむ～」において、26人が受講 ・平成29年度教職員対象手話講演会を12月1日に開催予定 ・指導資料「小学校・中学校における手話に関する取組事例集」の配付 ・手話月間に啓発用のチラシを配付	・取組事例集協力校の募集等の協力を際して、取組の充実を図ることから、新規にこだわらず、継続的な取組も紹介する
(3) 手話を学ぶためのしくみを充実	・手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷	・手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」を3万5千部発行(手話講習会や手話サークルに配布するため、1万部増刷中) ・県民がいつでも手話を学びやすいように、手話学習用動画を配信	・これまで作成した手話学習用動画や手話学習用冊子を効果的に活用するため、活用例を情報提供するなど、周知に努める。
3 手話を使用しやすい環境の整備			
(1) 日常生活において手話を使用できる機会の充実	・県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳 ・事業者による手話講習会の開催 ・事業者向け手話学習用動画の作成 ・県職員向け手話講習会の開催 ・知事定例記者会見時の手話通訳者配置	・県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳を実施 【質問1】 利用実績、利用者、職員の評価を教えてください。 ・事業者による手話講習会の開催 8月末時点で、13社14回約269人参加 今後の実施が決まっている講習会は、現時点で19社27回約650人の見込み 【質問2】	・タブレット端末を活用した県機関（合同庁舎等15ヶ所）での手話通訳について、さらなる周知に努める。また、手話通訳者の配置のきっかりづくりとして、タブレット端末を他機関へ試行的に貸し出すことも検討する。 【質問1】 ①具体的にどういったところに貸し出しをすることを検討しているのでしょうか。 ②「手話通訳者の配置のきっかりづくりとして」と書いてありますが、どのよう

		<p>これまでの事業者による手話講習会の開催による効果について教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員向け手話講習会の開催 29.9.15に開催し、60人参加。29.9.20、29.9.29実施予定 ・知事定例記者会見の手話通訳導入は実施に向けて調整中 	<p>にして配置に結び付ける考えでしょうか。</p> <p>【意見】 見た目は同じ手話通訳に見えても「遠隔手話通訳サービス」は、行政による手話通訳派遣制度・設置通訳制度の肩代わりになるものではなく、逆に行政への手話通訳者の配置を阻害する恐れがありますので、市町村役所等行政機関への貸し出しは行わないことを強く要望します。（平成28年度第2回神奈川県手話言語普及推進協議会 河原提出資料中の「遠隔手話通訳サービスについて」を参照願います。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会は、実施状況や実施後の取組み状況を確認しつつ、これまで手話講習会を開催していない業種に働きかけるほか、すでに講習会を開催した事業者が自主的に取り組めるよう、30年度に向けて手話講習会の実施方法等を検討する。 <p>【質問2】 どういった業種に働きかけることを考えているのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員向け手話講習会は、継続して学習できるようにするため、応用的な内容の手話講習会も実施する。 <p>【意見2】 ある程度ろう者と手話でコミュニケーションできる県職員を育成するために、連続した手話講習会の開催を要望します。</p>
(2) 非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進	・非常時コミュニケーションボード作成、配布検討等	・非常時コミュニケーションボードを作成中	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者や救急、医療機関が使いやすい非常時用コミュニケーションボードを作成するため、関係団体や関係機関の意見を聞きながら、非常時コミュニケーションボードを作成、配布する。 <p>【意見】 地震、台風等の災害発生時の聴覚障害者、盲ろう者の情報、コミュニケーション環境の整備についても取り組むことを要望します。</p>
(3) 手話通訳者の計画的な養成	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会及び盲ろう者通訳・介助員養成講習会の開催 ・意思疎通支援担当者研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度修了(認定)者数 手話通訳者 12人、要約筆記者 36人、盲ろう者通訳・介助員 21人 <p>【意見】 手話推進計画は横浜市、川崎市を含む県全体に関わる計画ですので、横浜市、川崎市における手話通訳者、要約筆記者の養成についても把握して記載する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援担当者研修会の開催 平成28年10月4日、平成29年2月15日 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者等の派遣要請に対して手話通訳者等が不足していることから、養成事業の拡充が必要であるが、そのためには、養成講習会の講師を担う人材の育成が必要である。 ・手話通訳者指導者養成研修事業を実施する。 <p>【意見】 手話推進計画は横浜市、川崎市を含む県全体に関わる計画ですので、県、横浜市、川崎市が連携して、県全体としての手話通訳者等の養成システムの整備を進めていく必要があると考えます。また、手話通訳者等の養成は障害福祉課のみで進めるのではなく、県庁内全局で進めていくべきであると考えます。</p>
(4) 手話通訳者が派遣される機会等を拡充	県主催イベント等に手話通訳者を配置	・県主催イベント等に手話通訳者を配置（各所属にて実施。地域福祉課が再配当する事業 18事業（予定））	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や民間の行事にも手話通訳者が派遣される必要があることから、30年度は市町村、民間の行事等へ手話通訳者が派遣されるように働きかけを実施する。 <p>【意見】 派遣される機会を増やすためには、それに対応できる手話通訳者の数を増やす必要がありますので、手話通訳者の養成、身分保障、待遇改善のための施策も併せて進めるべきであると考えます。</p>